



「虐待？」と思ったら

～迷わずに相談してください～

自宅や施設における家族や親族、施設職員などによる虐待が大きな問題となっています。虐待が起きる背景には、介護や育児の方法が分からない、障がいのある人への対応が分からない、相談できる人がいない、経済的な問題を抱えているなどのさまざまな理由が挙げられます。

虐待の種類

種類	内容
身体的虐待	暴力行為、外部との接触を遮断する行為。 例) 殴る、蹴る、つねる。鍵をかけて閉じ込めるなど。
心理的虐待	脅しや威圧的な態度、無視などによって精神的苦痛を与えること。 例) 怒鳴る、悪口を言う、家族などの団らんから外すなど。
性的虐待	本人との合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。 例) 懲罰的に下半身を裸のままにする、キス、性器への接触、性行為の強要。
経済的虐待 ※児童虐待を除く	本人の合意なく財産や金銭を使用し、金銭の使用を理由なく制限すること。 例) 本人の年金や預貯金を無断で使用する。
介護・世話の放棄・放任	必要な治療や介護を受けさせず、放置する。 例) 入院や治療が必要にも関わらず、強引に病院や施設などから連れ帰るなど。

相談窓口

虐待に対して、自覚が無いことも多く、周囲の人が異変に気づき、早期に相談することで救える命があります。

虐待に関する通報や相談の窓口があります。ご連絡をいただいた人の名前が漏れることはありませんので、安心してご相談、ご連絡ください。

- ・高齢者虐待について
町地域包括支援センター
☎096(292)0770
- ・障がい者虐待について
町障がい者虐待防止センター(役場福祉課)
☎096(293)3510
- ・児童虐待について
役場子育て支援課
☎096(293)5981

体罰によらない子育てを広げよう

「しつけ」と「体罰」は違います

「しつけ」とは、子どもの人格や才能を伸ばし、社会で自立した生活を送るため、正しい生活習慣や社会のルールなどを身につけさせ、健やかな成長を支えることです。「しつけ」のためだと思っても、身体に苦痛を引き起こす行為、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)は、体罰に該当し法律で禁止されています。

悪気がない言葉が子どもの心を傷つけている場合も

「ダメな子ね」、「あの子はできるのに…」など、つい口に出してしまう言葉が子どもの心には大きなダメージとなります。悪気なくても、不注意な言動で子どもを傷つける場合があります。また、子どもの目の前で、

なぜ体罰などをしてはいけないの？

体罰などが子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、親から体罰を受けていた子どもは、まったく受けていなかった子どもに比べ、「落ち着いて話を聞けない」、「感情をうまく表せない」、「集団で行動できない」という行動問題のリスクが高まると指摘する調査研究(注1)もあります。

虐待や体罰、暴言を受けた体験がトラウマ(心的外傷)となり、その後の子どもの成長・発達に悪影響を与えます。

がんばりすぎないでください

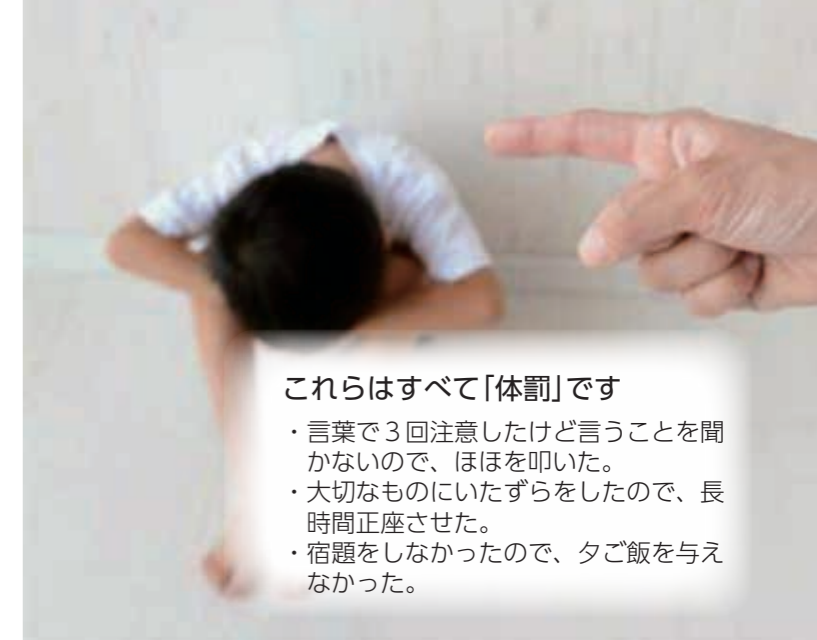
毎日子育てをがんばっていると、疲れてしまうこともあります。そんなときは無理をせず、家族や周囲の人たちに協力してもらいましょう。

完璧を求めない

理想の母親像、父親像を描くことは悪いことではありませんが、それがプレッシャーとなりストレスをためては本末転倒です。たまには手を抜くことも大切です。

自分の時間を持ちましょう

子育て中だからと、自分のやりたいことを我慢していませんか。家族や両親に子どもを預けたり、一時預かりやファミリーサポートなどを利用して、リフレッシュしましょう。



これらはすべて「体罰」です

- ・言葉で3回注意しただけ言うことを聞かないので、ほほを叩いた。
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座させた。
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。

親がパートナーに暴力をふるうことを「面前DV」といいます。子どもに対して心理的な苦痛を与える行為で、直接的な危害をくわえなくても、虐待行為となります。

す。一方で、その後の適切な関わりや周囲の人々の支援で、悪影響を回復し、あるいは課題を乗り越えて成長することも報告されています(注2)。社会全体で子どもが安心できる環境を整え、早期に必要なケアを行うことが重要です。

注1)藤原武男他「幼児に対する尻叩きとその後の行動問題：日本におけるプロペンシティブ・スコア・マッチングによる前向き研究」2017
注2)公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「シンポジウム子どもに対する体罰等の禁止に向けて」2017

一人で悩まず相談しよう

- ・町子育て支援センター ☎096(294)9511
- ・あばり「美咲野広場」 ☎096(294)7604
- ・役場健康保険課 母子保健係 ☎096(294)1075
- ・役場子育て支援課 子育て支援係 ☎096(293)5981

※ファミリーサポートについては子育て支援センターに、一時預かりについては町内各保育園に問い合わせください。



子育て支援センターの皆さん

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。「虐待かも」と思ったら すぐに連絡してください。

匿名での連絡も可能です。連絡者や内容に関する秘密は守られます。

虐待かもと思ったら



お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

安心して外出できる町を目指して

町地域包括支援センター ☎096(292)0770
大津警察署 生活安全課 ☎096(294)0110

「大津町あんしん声かけネットワーク」とは、認知症などの人が外出したまま、行方不明になった場合、警察などの関係機関で情報を共有し、早期発見・保護をするためのものです。事前に本人の特徴(身長、よく身につけている物など)や写真を登録し、大津警察署、担当ケアマネジャー、町地域包括支援センターなどの関係機関で共有します。

誰もが安心して外出ができる町を目指して、大津警察署と協力し、取り組んでいます。登録に関しては気軽にご相談ください。

「道に迷っているのかなあ?と思ったら、声をかけてみましょう」

相手が安心できる声かけポイント

- ①まずは見守る
- ②声をかける時は一人で
- ③後ろから声をかけない
- ④相手に目線を合わせて優しい口調で
- ⑤話すスピードは穏やかに、ゆっくりと
- ⑥相手の言葉に耳を傾ける



万が一、姿が見えないときは

高齢者などが行方不明になった場合、少人数で探すより警察に届け出た方が、早期発見の可能性が高くなります。町外でも警察署間で連携して、探すことができます。また、



話を聞いた大津警察署生活安全課長渡邊伸治さん(左)と巡査部長高橋湧史さん(右)

警察が行方不明の届け出を受けた際に家族などの同意を得て、「ゆっぴー安心メール」で広く手配します。一人でも多くの人に情報が届くことで、早期発見につながります。少しでも早い連絡・相談をお願いします。

あんしんメール会員登録方法(無料)

【アプリ】



iPhone android
アプリ起動後、「新規登録」、「追加」ボタンをクリックし、登録用2次元バーコードを読み取ってください。

【メール】

2次元バーコードを読み取り、空メールを送信してください。返信メールが届きURLをクリックすることで会員登録ができます。



登録用 メール登録用